

社会福祉法人幸和会 役員費用弁償規定

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人幸和会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第 2 条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修会への参加および他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と定めた業務

(費用弁償)

第 3 条 前条の (1) から (3) の業務の場合は費用弁償として下記に定める額を支給できるものとする。

区 分	1 日当たりの支給額
住所地が糸島市及び福岡市にあるも	2000 円
その他の者	5000 円

2 前条の (4) (5) 及び (6) の場合は、費用弁償として「社会福祉法人幸和会旅費規定」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

(適用除外)

第 4 条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第 2 条の (1) から (3) の業務の場合はこの規定は適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合はこの限りでない。

(雑則)

第 5 条 この規定に定めない事項については、別に定める。

社会福祉法人幸和会役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 幸和会（以下「この法人」という。）の定款第 21 条第 1 項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(1) 役員とは、理事及び監事をいう。(2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の職員以外の者で、この法人を主たる 勤務場所とし、毎週 5 日以上この法人に勤務する者をいう。(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

(役員報酬の支給と区分)

第 3 条 役員報酬は、常勤理事に支給する。報酬区分は本給及び通勤手当とする。

(役員報酬の支払方法)

第 4 条 常勤役員の報酬は、法令により控除すべきものを除き、その全額を常勤役員 が指定する金融機関の預金口座への振込みにより支払う。

(役員報酬の計算期間及び支払日)

第 5 条 役員報酬の計算期間及び支払日は次のとおりとする。

(1) 役員報酬の支払日は毎月 25 日とする。但し、支払日が金融機関の休業日の場合は、前営業日とする。

(2) 新たに常勤役員に任命された者には、その日の属する月から報酬等を支給する。

(3) 報酬等を受給していた常勤役員が退職・解任又は死亡した場合は、その事由 の発生した日の属する月の末日まで役員報酬を支給する。

(本給)

第 6 条 常勤役員の本給表は、次のとおりとする。

号俸	本 給 月 額	号俸	本 給 月 額
1	250,000 円	6	500,000 円
2	300,000 円	7	550,000 円
3	350,000 円	8	600,000 円
4	400,000 円	9	650,000 円
5	450,000 円	10	700,000 円

(本給の号俸の決定)

第 7 条 理事長の号俸上限は 10 号俸とし、理事長以外の常勤理事の号俸上限は 9 号俸とし、職務の困難度、実績等を勘案し、評議員会の議決を経て決定する。

(通勤手当)

第 8 条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程の通勤手当に基づき支給する。

(費用弁償)

第 9 条 役員の費用弁償（旅費及び日当等）については別途定める。

(役員賞与)

第 10 条 役員賞与は支給しない。

(退職手当金)

第 11 条 役員の退職手当金は支給しない。

(公表)

第 12 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

この規定を、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。